

学生の皆さんへ

学生担当副学長
太田 圭

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）拡大に伴う対応について

いつも新型コロナウイルス感染防止対策へご協力いただき、ありがとうございます。

さて、皆さんもご承知の通り、国内においては新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染が急速に広がり、本学の学生の間でもここ1週間で感染者、濃厚接触者が大幅に増加傾向にあります。学生の皆さんにおいては、自身が感染しない、また友達や一般の方（特に高齢者の方）へ感染させないことを強く意識し、慎重に行動するようお願いします。

なお、「まん延防止重点措置」が13都県に発出され、今後の対象地域の拡大が見込まれることから、本学の課外活動の取扱いを以下のとおり変更します。

また、本学の感染状況がそのまま拡大し、茨城県にまん延防止重点措置等が発出された場合には、本学の行動指針の変更や、団体活動を停止する等の対応も検討する必要があると考えています。

引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

1. 自粛を要請する期間：1月22日（土）から2月13日（日）まで

※まん延防止等重点措置等がいずれかの区域等に発出されている期間は、この要請は継続します。

2. 自粛を要請する活動

(1) まん延防止等重点措置の区域（又は緊急事態宣言の都道府県）での活動（※1）

(2) 上記（1）の地域からの学外者と接する活動（合同練習、指導者の招へい、練習試合等）

(3) 宿泊を伴う活動（※2）

(4) 不特定の者が参加するイベントの開催（※2）

(5) 不特定の者が参加するイベントへの参加（※2）

※1…学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加（公式戦・各種大会等）は可とする。

・「学生団体学外行事届」を提出すること。なお、宿泊を伴う場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

・大会等が開催される自治体の要請（県境を越える移動の制限等）に従うこと。

※2…（3）～（5）の活動を希望する場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例許可の申請を行うこと。

※網掛け部分が令和3年10月1日付副学長通知からの変更箇所。

《引き続きお願いすること》

- 基本的な感染症対策（マスクは正しく着ける/石けん等でしっかり手洗い/3密を避け社会的距離を確保/換気はこまめに/少しでも症状がある場合はすぐに受診を）を徹底すること。
- 食事時のマスク無しでの会話による感染を防ぐため、活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないこと。
- PCR検査等により陰性を確認した上での活動を推奨します。
- 健康観察記録結果の顧問教員への報告及び活動履歴の管理を徹底すること。
- 学外で活動する際は「学生団体学外行事届」を提出すること。
- 教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従うこと。

[参考]

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)
- [「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当
Tel：029-853-2248、2247
E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp